

令和5年度事業報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(特定非営利活動法人あいの里)

1 事業の成果

① 障害福祉サービス事業

i 就労継続支援B型事業

(1) 自立支援事業所あいの里（以下「就労継続支援事業者」と称する。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び同施行規則並びにその他関係する法令等の定めのもとに、障がい等の理由により通常の事業所で就労することが困難な利用者に、各々の意向・適性・障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき就労の機会の提供と生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜（以下、「就労継続支援事業」と称する。）を行いました。

(2) 就労継続支援事業者は、事業所において12名の従業者をもって会津地域の3市町（会津若松市、会津美里町及び磐梯町）に居住する20名に対し、通所により261日間の就労継続支援事業を提供しました。

(3) 就労継続支援事業者は、就労継続支援事業における就労支援活動において、令和5年4月から令和6年3月までの12ヶ月間で、延べ213名に対して総額2,473,680円の工賃を支払いました。

(4) 就労継続支援事業者は、従業者に対して、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の他、各々の資質向上とより専門性の高い技術の取得等の目的の達成に必要な研修を行いました。

ii 生活介護事業

(1) 自立支援事業所こっとん及び自立支援事業所くれよん（以下「生活介護事業者」と称する。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び同施行規則並びにその他関係する法令等の定めのもとに、地域において安定した生活を営むため常時介護等の支援が必要な利用者に、自立の促進・生活の質の向上等を図ることの出来るよう、各々の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、食事・排泄等の介助、日常生活上の支援、創作活動の機会の提供、身体能力の維持・向上を目的として必要な介護等（以

下、「生活介護事業」と称する。)を行いました。

- (2) 生活介護事業者は、事業所において9名の従業者をもって会津若松市に居住する16名に対し、通所により261日間の生活介護事業を提供しました。
- (3) 生活介護事業者は、生活介護事業における生産活動において、令和5年4月から令和6年3月までの12ヶ月間で、延べ192名に対して総額275,100円の工賃を支払いました。
- (4) 生活介護事業者は、従業者に対して、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の他、各々の資質向上とより専門性の高い技術の取得等の目的の達成に必要な研修を行いました。

iii 共同生活援助事業

- (1) グループホームそら(以下「共同生活援助事業者」と称する。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び同施行規則並びにその他関係する法令等の定めのもとに、7名の利用者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助(以下、「共同生活援助事業」と称する。)を行いました。
- (2) 共同生活援助事業者は、9名の従業者をもって共同生活援助事業を提供しました。
- (3) 共同生活援助事業者は、従業者に対して、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の他、各々の資質向上とより専門性の高い技術の取得等の目的の達成に必要な研修を行いました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名 | 事業内容 | 実施日時 | 実施場所 | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲及び人数 | 支出額(千円) |
|------------|---|---|--------|--------|--------------------|---------|
| 障害福祉サービス事業 | 【就労継続支援B型事業所】 自立支援事業所あいの里 (主たる事業所) | 4月1日から 3月31日まで 毎週月曜日から金曜日及び 第1.3 土曜日 9:00～17:00 | 会津若松市内 | 21名 | 会津地区在住の障がい者36名 | 71, 173 |
| | 【生活介護事業所】 自立支援事業所こっとん (従たる事業所) 自立支援事業所くれよん (従たる事業所) | | | | | |
| | 【共同生活援助事業所】 グループホームそら | 4月1日から 3月31日まで 15:30～21:00 及び 7:00～9:30 | | 9名 | グループホームに入居する障がい者7名 | 12, 628 |